

## 八女市福祉有償運送運営指針

### 1. 目的

八女市における福祉有償運送（以下「運送」という。）の安全かつ適切な運営を図るため、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」令和 2 年 11 月 27 日付国自旅第 137 号国土交通省自動車局長通達)に基づき、八女市福祉有償運送運営指針(以下「指針」という。)を定める。

### 2. 運送主体

運送主体は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。）第 78 条第 2 号及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。）第 48 条に規定する下記の法人とする。

- (1) 市町村（特別区を含む。）
- (2) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規程する特定非営利活動法人
- (3) その他国土交通省令で定める者
  - ① 一般社団法人又は一般財団法人
  - ② 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体
  - ③ 農業協同組合
  - ④ 消費生活協同組合
  - ⑤ 医療法人
  - ⑥ 社会福祉法人
  - ⑦ 商工会議所
  - ⑧ 商工会
  - ⑨ 労働者協同組合
  - ⑩ 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない者であるもの

### 3. 運送の形態

運送の形態は、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して、市または運送主体に利用登録を行った者（利用登録を受けようとするものを含む。）に対して行う、原則としてドア・ツー・ドアの個別サービスをするものとする。

### 4. 運送の対象

運送の対象となる者は、あらかじめ市または運送主体に利用登録された以下の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタク

シーその他の公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人とする。

- ① 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者
- ② 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和 25 年法律 123 号）第 5 条第 1 項に規定する精神障害者
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規程する知的障害者
- ④ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
- ⑤ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
- ⑥ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号の厚生労働大臣が定める基準に該当するもの
- ⑦ その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいその他障がいを有する者（その他の障がい：自閉症、学習障害などの発達障がいを有する者を含む。）

## 5. 運送の区域

運送の発地又は着地のいずれかが八女市内にあることを要する。

## 6. 使用車両

### (1) 使用車両

運送には、乗車定員 11 人未満の次の車両を使用するものとする。

- ① 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- ② 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であって、スロープまたはリフト付きの自動車
- ③ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ④ 回転シート車：回転シート（リフトアップシート含む。）を備える自動車
- ⑤ セダン等

### (2) 使用権原

使用する車両については、運送主体が使用権原（所有権、賃貸借権等の使用権）を有していることを要するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、以下の事項に適合することを要するものとする。

- ① 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該運送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ② 当該契約において、運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ③ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明確に表示されていること。

## 7. 対価の基準

### (1) 運送の対価

運送の対価は、以下に掲げる基準を目安に、運送主体が営利を目的としていると認められない妥当な範囲内で定めるものとする。

- ① 八女市におけるタクシーの上限運賃額（ハイヤー運賃を除く。）の概ね2分の1の範囲内であること。
- ② 運送の対価以外の対価にあたっては、実費の範囲内であること。
- ③ 均一性など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が加重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。
- ④ 運送の対価を距離制または時間制で定める場合であって、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあつては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね2分の1の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。

### (2) 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用または設備の利用に対する対価であつて、以下に掲げる料金を実費の範囲内で定めるものとする。

- ① 迎車回送料金  
旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金
- ② 待機料金  
旅客の都合により車両を待機された場合に適用する料金
- ③ その他の料金  
介助料（乗車介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など。

### (3) 対価の適用方法

- ① 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用する際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。
- ② 運送の対価は、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、③に規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送する場合であつて、旅客1人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。
- ③ 複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に

定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離または時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内にあると認められるか、または平均乗車人員が算定できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離または時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法によることとする。

- ④ 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備または提供した役務の種類ごとに金額を明記すること。
- (4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことをあおって会員等の募集を行ってはならない

## 8. 運転者

- (1) 運転者は、第二種運転免許を有しており、かつ、その効力が停止されていない者または、第一種運転免許を有しており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって次に掲げる要件のいずれかを備える者とする。

- ① 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了した者。
- ② ①に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

- (2) 福祉自動車以外の自動車を使用する場合は、(1)の①又は②に規定する要件のほか、次に掲げる要件のいずれかを備える者をさせなければならない。

- ① 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第42に規定する介護福祉士の登録を受けていること。
- ② 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- ③ 上記①・②に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

## 9. 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること。

## 10. 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていることを要するものとする。

### (1) 運行管理

- ① 運行管理に係る責任者が選任されており、組織体制が整っていること。
- ② 点呼、報告、指示、記録等に係る指令命令系統が明確にされていること。
- ③ 特に、運転者が自家用自動車を提供し運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接出向く場合にあつては、電話等により運行管理に関する事項について指示、伝達、報告が確実に実施できる体制が整っていること。

- ④ 5両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者の資格を有するか、または、道路運送法施行規則第51条の17第2項の各号いずれかの要件を備えていること。

(2) 整備管理

使用車両の点検及び整備の適切な実施を確保するため、車両の整備管理責任者の選任、その他整備管理体制の整備を行うこと。

(3) 事故発生時の対応に係る体制

- ① 使用車両にかかる事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任や連絡体制の整備を行うこと。

- ② 使用車両にかかる事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において二年間保存しなければならない。

ア 運転者の氏名

イ 使用車両の自動車登録番号その他の当該車両を識別できる表示

ウ 事故の発生日時

エ 事故の派生場所

エ 事故の当事者（運転者等を除く。）の氏名

オ 事故の概要（損害の程度を含む。）

カ 事故の原因

キ 再発防止策

- ③ 運行により生じた旅客その他の生命、身体または財産の損害を賠償するための措置であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかななければならない。

(4) 苦情処理体制

利用者からの苦情に対し、適切に対応、記録する体制を整備し、利用者からの苦情の対応に係る責任者及び担当者が定められていること。

1 1. 法令遵守

登録を受けようとする者が、道路運送法第79条の4第1項第1号から4号までの各号に該当するものでないこと。

1 2. その他

その他定めのないものについては、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路運送法施行法（昭和26年法律第184号）、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（令和2年11月27日付国自旅第137号国土交通省自動車局長通達）による。

附 則

この運営指針は、令和5年9月20日から施行する。